

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和3年7月9日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

### (1) 業務名

アドベンチャートラベルに対応したガイド制度調査報告事業  
(北海道ATガイド認証制度検討事業)

### (2) 業務の目的

欧米の富裕層を中心に需要があり、アクティビティ、自然及び異文化体験で構成されるアドベンチャートラベル(AT)は、世界全体で70兆円を超える市場を有すると言われている。道としては、令和3年(2021年)9月に開催される「アドベンチャートラベル・ワールドサミット・バーチャル北海道/日本」を契機に、ATが本道を代表するツーリズムとなるよう取り組んでいるところである。

ATにおいては、アウトドアアクティビティのみならず、様々な顧客ニーズに対応した魅力的なツアーを実施できるハイレベルなガイドの育成が必要であるため、本事業においては、様々な能力を要求されるアドベンチャートラベルに対応したガイドを育成するための制度について検討及び報告書を作成することを目的とする。

### (3) 業務の内容

#### ① アウトドア関係事業者に対するヒアリング

アドベンチャートラベルに対応したガイド制度を検討する際に必要と想定される質問項目を設定し、北海道アウトドア資格を有するガイドを含む、道内のアウトドア関係事業者(50人程度)に対して、ヒアリングを行うこと。

#### ② アドベンチャートラベルに対応するガイドに関する調査検討

今年度、北海道観光審議会に設置予定の「アドベンチャートラベル部会(仮称)」において議論する際の参考とするため、アドベンチャートラベルに対応するガイドに求められる技術や能力等について調査を行うこと。

#### ③ 調査報告

上記①及び②の内容及び「アドベンチャートラベル部会(仮称)」の議論を踏まえて、次のとおり調査報告書を作成すること。

ア 中間報告書及び概要版 各20部(期限:令和4年1月中旬)

イ 最終報告書及び概要版 各20部(期限:契約期間最終日まで)

#### ④ 電子データ

上記③の各報告書の電子データをCD等の記録媒体に保存して納品すること。

### (4) 履行期限(契約期間)

契約締結日から令和4年3月11日(金)までの期間

### (5) 納入場所(履行場所)

北海道経済部観光局観光振興課(AT調整)

## 2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独法人であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。

- ① 民間企業、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者で、道内に本社又は事業所を有するものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。
- ② 原則として、過去 2 年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- ④ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ⑤ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- ⑥ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 本店及び事業所が所在する都道府県の税
  - イ 消費税及び地方消費税
- ⑦ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- ⑧ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
  - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

## 3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ① 提出期限  
令和 3 年 7 月 21 日（水）午後 5 時 00 分（必着）
- ② 提出方法  
持参又は郵送（書留郵便に限る）による。
- ③ 提出場所  
北海道経済部観光局観光振興課（AT 調整）

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

## 4 説明書の交付に関する事項

プロポーザルに関する説明書等（企画提案指示書、企画提案型プロポーザル参加表明書、企画提案書様式）は、次により交付する。

(1) 交付期間

令和 3 年 7 月 9 日（金）から 7 月 21 日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 交付場所

北海道経済部観光局観光振興課（A T調整）

(3) その他（ホームページによるダウンロード）

説明書等は北海道庁（経済部観光局観光振興課）ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和3年7月30日（金）午後5時00分（必着）

(2) 提出場所

北海道経済部観光局観光振興課（A T調整）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）による。

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

(1) 名称

北海道経済部観光局観光振興課（A T調整）

(2) 所在地

郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 連絡先

電 話 011-206-6944（直通）

ファックス 011-232-4120

10 その他

(1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) 詳細は、企画提案指示書による。